みんなの協力を
夏の交通事故防止運動

夏の交通事故防止運動が七月二十一日から八月二十日までの一ケ月間県下一せいに実施されております。

これは例年この時期になると、帰省や海水浴等による車両が一時的に増加し、加えて多湿性酷暑による運転者の疲労、さらには、夏休みで子どもの戸外活動の活発化などの悪条件が重なるため、悲惨な交通事故が多発する傾向にあるため、県ぐるみ、村ぐるみの運動として実施するものです。

今年の運動目標は

・夏季における安全運転の確保

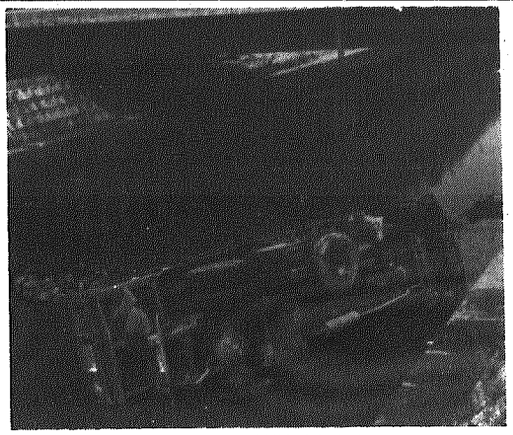

チョットした油断が大事故に

・夏休み中の子どもの交通事故の防止

を重点に行われております。

村交通安全対策協議会でも、この趣旨にそって、交通指導所を設置し安全運転励行を呼びかけたり、交通指導員、駐在所の協力を得て、街頭指導を強化するなどして、運動の推進をはかることにしております。

また交通安全施設の点検と整備も行っております。

お互い一人一人が次のことを口だけでなく、態度で示す勇気をもって、いたましい交通事故撲滅のため、積極的なご協力と自覚をおねがいします。

◇飲酒運転はしない

あたりまえのことがあたりまえとして守られていないためにこれが原因の重大事故が発生しております。

「ビールの一本ぐらいは」という、ぐらいの気持ほど危険なものはありません。

安易な気持を一掃し、キッパリことわる決心が大切です。

◇スピードの出しすぎ

暑くなると不快指数も手つだって、ついついスピードを出したくなるものです。

そんなとき、家族のことを考えてみてください、一時の自己満足のために、多くの人たちに迷惑がかかるかもしれないということを……。

◇座席ベルト、ヘルメットの着用を習慣に

ヘルメット、座席ベルトの着用効果は実証されております。

安全装備で正しい運転につとめてください。

◇子どもの遊び場を考えてやってください

子どもたちが安全に遊べる場を大人の責任として確保してやってください。

また危険な路上遊びを発見したら注意してやることが本当の親切でないかと思います。

農地法関係の申請〆切は
毎月十五日に変更
—農業委員会—

農業委員会で取り扱っております農地法及びその他関係の業務で、申請を必要とする次の手続きで、

◇農地法第三条
農地の権利を設定し、若しくは移転する場合

◇農地法第四条
農地を農地以外にする場合

◇農地法第五条
農地を農地以外のものにするための権利を設定し、若しくは移転する場合

◇農地法第二十条
農地の賃貸借の解約等の場合

◇農地法第二十五条
農地の賃貸借契約の場合

……以上に関する申請の文書化及び通知等の受付は、毎月二十日までとしておりましたが、書類審査等の正確性を期するために、今後毎月十五日に変更いたしましたのでご協力ください。

なお、申請書等の用紙は農業委員会に備えつけてあります。

役場人事一部異動

役場人事の一部異動が次のとおり発令されました。

七月一日付
・住民福祉課　福祉係長（昇任）　田中　惣二
・企業課吉田浄水場勤務　福田　孝平
・和納保育園勤務　稲葉　昭祐

八月一日付
・農政観光課（新採用）　山崎　正（巻町外三ヶ町村衛生組合より）
退職　池上　利雄（七月三十一日限り）

〈役場休業のお知らせ〉
役場業務を次の通り休ませていただきます。
八月十三日午後三時より八月十六日
ご協力ください。

＝八月十五日＝
全国戦没者追悼式

全国戦没者のごめい福を祈り、正午サイレン（一分間）を合図に黙とうをしましょう。

〃新農家基本台帳整備事業の実施についてお願い〃

目的
農業委員会の行なう行政上の業務推進資料ならびに地域農政活動の基礎として農家基本台帳の作成を目的とするものです。

時期
調査は「八月一日現在」で行ないます。

対象者
最近の農家の実態を正確に把握するため、岩室村に居住するすべての農家について行ないます。

方法
調査員が各農家一戸ずつ個別に訪問し、確認及び聴取りを行ないます。

調査内容
○農地の一筆ごとの経営面積
○借受地、貸付地等の面積
○作付、利用状況
○農業、兼業別従事日数及兼業先、職種等
○主要家畜の頭数
○主要農用施設
○その他

この調査は税金など農家の不利になることには絶対使用しませんので、正しい結果が得られますよう、農家の皆さんの特段の御協力を心からお願い申上げます。

道路をまもる月間

みんなの心がけで
道路をきれいに！

「道路をまもる月間」が例年のとおり八月一日から八月三十一日まで実施されます。

道路上にゴミや田畑の草等を投げ捨てないで、いつも「きれいな道路」になるようにみんなで心がけましょう。

〈今年の推進標語〉
「正しく使おう、みんなの道路」
「ゴミ一つ拾う心が道を守る」
「今日もさわやか、きれいな道路」

正しく伸びよ青少年
ほめ方とさとし方でよいしつけ

人間誰しも、ほめられて悪い気持の人はありません。子どもは家族の一員として認められたい、大事にされたいという願いをもっていますし、また、学校においても、一生徒として、あるいは、グループの一員として、認められたい、という欲求を心の底にいつも持っているものです。

それなのに、自分がほめられ認められることがなく、逆にしかられるばかりといった子どもは、心がいつももやもやして、おちつきのない、人の顔色ばかり気にする、かげひなたのある子どもになってしまいます。

こういう子どもは、教師や両親の前では、おとなしそうに見せかけていますが、いないところではその欲求不満を思う存分に満足させようとして、弱いものいじめ、粗暴性、飲酒、喫煙といった形であらわれることがあります。

じょうずなほめ方、しかり方

一、感情的にならずに冷静に

せっかく、子どもをなんとかよくしようと思っているのに、瞬間的にそんな気持ちはどこへやら、ついしかることだけに夢中になってしまいます。

これではせっかくの努力が、少しも生かされないばかりか、子どもの気持ちをすっかりくじけさせてしまいます。どんなにしかってもよいのですが、しかる方にも、しかられる方にも後に感情的なしこりを残さないしかり方を工夫することが大切です。

二、人とくらべない

他の人とくらべてしかる、これは最も子どもがいやがることです。

しかられるくらいですから、その子としてもあまり長所ではありません。それをまわりのすぐれた人を出してくらべられてはかないません。このことは時には発奮の材料になることもありますが、いつもそれをやられては、子どもは心の中にいつか、なるほど自分はだれとくらべてもよい所がない、とても人にはかなわない、という劣等意識をもってしまいます。

三、話し合うゆとりをもって

子どもが弁解すると怒る人がいます。すなおにあやまらないで、いいのがれしようとする態度が気にくわないといって。

でも弁解したくなる子どもの気持ちもわかってあげる努力も必要です。たしかに悪いことは悪いとしかることは大切ですが、子どものいい分にもよく耳をかたむけるゆとりが必要です。でなければ、なぜしかられたのかわかりません。

四、夫婦一致して

子どもは敏感ですから、だれが一番あまいかをすぐ見ぬきます。母親にしかられると、すぐ大あまの父親に助けを求める。こんな習慣を身につけると、将来きびしい現実にぶつかった時、すぐあいまいにごまかしてしまう子に育ってしまいます。

だからといって、家族の者みんなが同じことでしかることはやめましょう。要は子どもがすなおに反省することこそ大切なのです。

五、一貫したしかり方で

気まぐれなしかり方は禁物です。同じことをしてもある時はしかられ、ある時はしかられなかったり。……これでは善悪の一貫した判断力が身につきません。親の気まぐれな小言は、子どもにいかりの気持ちさえおこさせるものです。

六、同じことで、いつまでもしからない

子どものしかられ方調査でいやなのは、なぐられるのと並んで、皮肉なねちねちしたしかり方だといっています。年令が進んで青年期になるにつれ、このしかられ方をもっといやがってきます。結局しかることが遠まわしで、あまり長びくと、いつか反省するよりもしかり方そのものに対する反感が強くなり、心がかたいとびらを立てて、しかる効果があがらなくなります。

七、ならべたててしからない

悪いことは、その時その場でその悪いことだけをとり上げて注意すれば、子どもも素直にわかり、気をつけようとする気持ちを起します。一つ何かをしたたびに過去のことまで洗い出してしかられるのでは、かえって反抗心をもつことにもなりかねないのです。

八、認めることも忘れずに

何もほめてやるものをさがす必要はありません。自分の仕事をやりとおした時、約束をはたした時、当然なことでも、それを成しとげた時、大いに認めてやりましょう。

特別なよいことより、あたりまえのことの積み重ねこそ大切なのだということに気づかせたいものです。

九、べたべたより、あっさりと

認めることは大いに大切ですが、その度が過ると、調子にのり過る心配があります。べたべたほめることばより、あっさり「よくできたね。」「ありがとう。」という方がよいのです。

「かわいくば、五つ教えて三つほめ、二つしかってよい子にせよ。」

実行目標達成をめざし
実践方策を検討
—青少年問題対策協議会—

「青少年健全育成」の推進を図るため七月十日関係指導者の合同会議を開催いたしました。

村長より今後一層青少年健全育成に御理解と御協力をお願いすると挨拶の後、下越教育事務所、小野社会教育主事先生から「青少年健全育成をめぐる問題点」について講演をいただき協議にうつりましたが、本年の村の実行目標が即この問題であるため出席者の関心も高く活発な意見交換がなされました。特に青少年の健全育成はその基盤が家庭にあることから家庭を明るくするための「家庭の日」が定着しほんとうに「待たれる家庭の日」になるためにはどのようにすればよいか講師先生の指導をまじえながら積極的な話し合いが行なわれました。

要は

①各家庭が「家庭の日」の意義を理解し家庭だんらんの日となるようつとめること。

②そのだんらんの「家庭の日」が隣近所一緒になった「集団家庭の日」に発げます。

展したい。そしてこの「家庭の日の推進は各部落小集団の中の婦人会、青年団、或は区長さん等指導が極めて大切であることも話し合いされました。

青少年をたくましく、すこやかに育成するためには自治組織、学校はもとより各種団体に於いても折にふれ、この問題についてその推進を図ることは勿論でありますが、各家庭に於いては青少年の健全育成の基盤が、家庭にあることを理解していただき、明るい家庭づくりに努められ、村ぐるみ、部落ぐるみで心身ともに、たくましい青少年の育成を図りたいと思います。何卒御協力をお願い申し上げます。

青年との対話集会
意義深く終る！

岩室村の次代をになう青年と公民館との懇談会を七月八日開催しました。

青年団の実態及びその活動の現状と問題点等についてが活発な意見を交換しましたが全体の中で特に青年団の組織について、4H、酪農青年と青年団との関係、青年の研修等について青年にふさわしい情熱、熱意にあふれる意見の交換がなされました。そして今後一層このような会合をもち、相互の理解を深め合う中で青年団活動の活発化を図ると共に各種の研修を深めるという、ルーキーとしての若者の熱意のこもった誠に有意義な会合でもありました。

青年諸君に対する村民各位の一層の御理解をお願いします。